

議第492号

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月25日提出

京都市長 門川 大作

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「通勤手当」の右に「, 単身赴任手当」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

再任用給食調理員に単身赴任手当を支給することとする必要があるので提案する。